

## ○収入証紙販売者指定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）第5条並びに同施行規則（昭和39年神奈川県規則第66号。以下「規則」という。）第6条及び第10条に規定する販売者（以下「販売者」という。）の指定等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 販売者の指定については、収入証紙販売業務の円滑な運営を図るため、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 販売所が、利用者にとって便利であること。
- (2) 利用者の需要を満たす体制や施設を有すること。
- (3) 収入証紙を保管できる金庫等の設備を有すること。
- (4) 使用料及び手数料の主管課が、販売者（所）を必要としていること。
- (5) 販売者の指定を申請する者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当しないこと。なお、法人である場合にあっては、当該法人またはその役員等が次の各号のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ウ 暴力団又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

エ 暴力団又は暴力団員等に対して、利益供与をしている者又は事業の委託、請負などの契約関係にある者

オ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (6) その他、収入証紙販売業務の円滑な運営を図るため、会計課長が特に必要と認める要件を満たしていること。

2 申請者は、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、当該業務の実施

にあたっては、前項の各号を満たすものとする。

(申請の提出書類)

第3条 申請者は、規則第3号様式に定める添付書類のほか、会計課長が特に必要と認める書類を併せて提出しなければならない。

2 申請者は、業務の一部を第三者に委託する場合については、業務内容や委託料等を規定した委託契約書の写しを提出しなければならない。

3 その他、第1項に定める会計課長が特に必要と認める書類は、当該業務の内容に応じて、その都度、指定するものとする。

(主管課の意見の聴取)

第4条 会計課長は、当該使用料及び手数料の主管課長に対し、業務の内容、業務量及び業務の実情等を勘案して、申請者が販売者として適当であるか、意見を徴するものとする。

(書類審査及び現地調査)

第5条 会計課長は、第2条に定める要件を満たしているか、書類審査及び現地調査を行うものとする。

2 現地調査は、販売場所(スペース)、従業員数、営業時間、収入証紙の保管方法等を確認するものとする。

3 会計課長は、申請者が業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、受託者に支払う委託料の内訳について、申請者に対し、説明を求めることができる。

(申請結果の通知)

第6条 会計課長は、申請内容を審査の上、審査結果について申請者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第7条 規則第10条の「販売者の指定を取り消すことが適当であると認めるとき」とは、次のとおりとする。

(1) 条例及び規則に違反したとき。

(2) 特別な理由がなく、3年以上収入証紙の買い受けの実績がないとき。

(3) 当該使用料及び手数料の移管や廃止により、今後、収入証紙の販売が見込まれないとき。

(4) 当該使用料及び手数料の収入証紙による収入の方法を取り止めたことにより、  
今後、収入証紙の販売が見込まれないとき。

(5) 第2条第1項第5号のア～オに該当することが判明したとき。

(6) その他、収入証紙販売業務の円滑な運営のため、適当でないと認められるとき。  
(販売所の変更、増設又は廃止)

第8条 規則第6条の規定に基づき、販売者から販売所の変更、増設又は廃止の申請が  
提出されたときは、第2条から第6条までの規定を準用するものとする。

(販売状況調査の実施)

第9条 会計課長は、必要に応じて、販売者の収入証紙の販売の状況について、調査す  
ることができる。

2 前項の調査は、販売者が業務の一部を第三者に委託している販売所における販売の  
状況を含むものとする。

3 会計課長は、調査の結果、不適切な事項が判明した場合は、販売者に対し、是正を  
求めることができる。

(施行規定)

第10条 この要領の施行にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。